

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

ページ

○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (食と暮らしの安全推進課)	一
○理容師法施行細則の一部を改正する規則 (同)	一
○美容師法施行細則の一部を改正する規則 (同)	一
○興行場法施行細則の一部を改正する規則 (同)	二
○形質変更時要届出区域の指定の解除 (環境対策課)	二
○一般廃棄物処理施設の設置の許可申請 (廃棄物対策課)	四
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (同)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害者福祉課)	五
○地域森林計画の変更(二件) (林業振興課)	五
○教育委員会定例会の開催	五

## 規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第四号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第十二条 条例第九条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 現金により納付する場合
- 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第五号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和三十三年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第六条 条例第七条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 現金により納付する場合
- 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第六号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。  
第五条の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第六条 条例第七条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第十二条 条例第十三条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

# 告 示

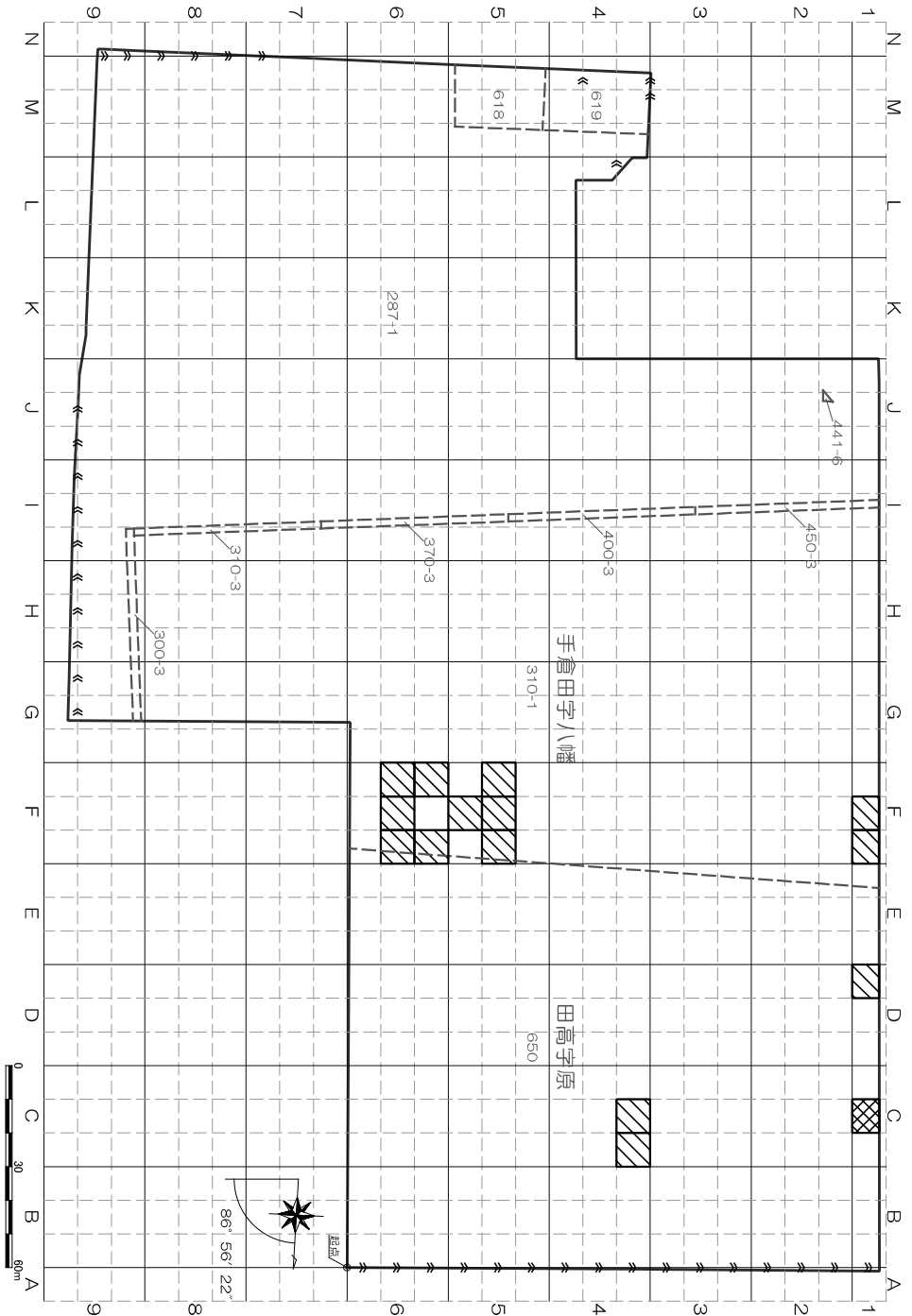
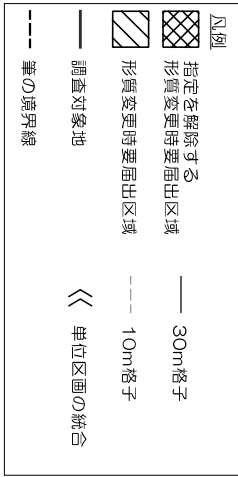
○宮城県告示第七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要届出区域の一部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和七年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する形質変更時要届出区域  
名取市田高字原六百五十番の一部とし、次の図のとおりとする。



<起点>  
 起点は、名取市田高字原650番内の形状変更範囲の最北端とする。  
 <格子の回転角度>86° 56' 22"  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線  
 並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格  
 子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

○宮城県告示第八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により告示し、関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第六項の規定により意見書を提出することができる。

令和七年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 公益財団法人宮城県環境事業公社

2 所在地 黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢五番地

3 代表者の氏名 理事長 後藤 康宏

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

黒川郡大和町鶴巣柳字沼ノ沢二番三番二、三番九、鶴巣幕柳字曲り坂七十番一、鶴巣大平字谷津沢二番十八番一、十八番六、十八番七、十八番十、十八番十一、十八番十三、十八番七十八、十八番八十二、十八番九十八、十九番一

三 一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物の最終処分場

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃性一般廃棄物、不燃性一般廃棄物、焼却炉燃え殻

五 申請年月日

令和六年十二月二十五日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 令和七年一月十日から令和七年二月九日まで（午前八時三十分から午後五時十五分

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和七年二月二十三日

2 提出場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項及び産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、法第十五条第四項及び要綱第三十条第二項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項及び要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和七年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 公益財団法人宮城県環境事業公社

2 所在地 黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢五番地

3 代表者の氏名 理事長 後藤 康宏

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

黒川郡大和町鶴巣幕柳字沼ノ沢二番三番二、三番九、鶴巣幕柳字曲り坂七十番一、鶴巣大平字谷津沢二番十八番一、十八番六、十八番七、十八番十、十八番十一、十八番十三、十八番七十八、十八番八十二、十八番九十八、十九番一

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七号第十四号ハ）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（含水率八十五パーセント以下のものに限る）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、

繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む）。水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を含む。）

【特別管理産業廃棄物】 廃石綿等

五 申請年月日

令和六年十二月二十五日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 令和七年一月十日から令和七年二月九日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和七年二月二十三日

2 提出場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十条第一号の規定により告示する。

令和七年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二七〇〇五八五	ボラリス富谷センター 富谷市大清水二丁目 二十二番一	就労継続支援B型	株式会社ボラリス	令和七年一月一日

○宮城県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和七年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城南部地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

所

○宮城県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和七年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城北部地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

地方振興事務所

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和七年一月十日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

一日 時 令和七年一月十六日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の退職手当について

第二号議案 職員の人事について

第三号議案 宮城県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

第四号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

第五号議案 自然の家管理規則の一部改正について

第六号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二―二二―一三六一)